

「学びの丘 上新田学園」
新富町立上新田小学校・上新田中学校

いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成29年7月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「学びの丘 上新田学園」（新富町立上新田小学校・上新田中学校）いじめ防止基本方針」として、以下のように定めます。

もくじ

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する措置
- 3 いじめの解消の定義

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のための組織
- 2 いじめの防止等に関する措置
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する措置
 - (4) ネット上のいじめへの対応
- 3 その他の留意事項
 - (1) いじめ防止等に関する取組のマネジメント
 - (2) 組織的な指導体制
 - (3) 校内研修の充実
 - (4) 校務の効率化
 - (5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
 - (6) 地域や家庭との連携について
 - (7) 関係機関との連携について
- 4 重大事態への対処

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある為、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (2) 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法の定義する「いじめ」に該当する為、いじめ不登校対策委員会へ報告することは必要である。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童生徒をしっかりと守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の態勢で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保証する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童生徒の言動に留意すると共に、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

3 いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

- (1) いじめにかかる行為が少なくとも3カ月を目安として止んでいると判断できるとき。
- (2) 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていない状況を確認できたとき。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時やいじめ発生が疑われる時は緊急に開催することとします。

また、学期に1回程度、生徒会や専門委員会との話し合いをもつなど、児童生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、その他校長が必要と認める職員

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

※資料1参照

(1) いじめの防止

ア 児童生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、学校生活の基盤となる望ましい学級づくりを目指して、児童生徒が進んで取り組んだり、主体となって活動したりする機会を年間を通じて設けます。

- 異学年交流会の実施
- 学級活動での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- 朝の清掃やあいさつ運動などのボランティア活動の推進

(イ) 望ましい人間関係をはぐくむ温かい学級づくりに向け、教職員の適切な指導・支援のもと、児童生徒が主体的に提案したり、話し合ったり、お互いに相談し合ったりする活動を計画的に推進します。

- 学級活動などでの話し合い活動の充実

○ 学級ごとの取組を学校全体で紹介したり啓発したりする活動の充実

(ウ) 異学年との適切な人間関係を醸成するために、児童生徒が主体的に提案したり、たがいに相談し合ったり、情報を共有したりする活動を計画的に推進します。

○ いじめや人権に関わる事例をもとにした、ロールプレイ

○ 人権委員会による、いじめアンケート調査と集計、結果の共有

○ 人権意識を啓発するための掲示物の作成

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 学校のいじめ防止基本方針の概要や運用等について、児童生徒に対して児童生徒の発達の段階に即して具体的に説明・周知を行います。

○ いじめとなり得る具体的な事例の説明

○ いじめは決して許されない行為であることの周知

○ いじめ防止の為に個人、学級、学校全体が気を付けることの周知

○ 学校のいじめ防止基本方針の概要についての周知

(イ) 児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感をはぐくむ授業づくりを目指します。

○ 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開

○ 職員相互の授業研究会の実施

○ 望ましい人間関係づくりをはぐくむ計画的な取組の試行

(ウ) 日常的に児童生徒が教職員に相談しやすい環境作りに努めると共に、的確な教育相談週間を設け、日頃から様々な悩み事を相談できる体制を整備するなど、児童生徒に寄り添った相談体制づくりを目指します。

○ 教育相談週間の設定

○ 年間を通した定期的な悩み事相談の調査の実施と対応

(エ) 教科や道徳、学級活動、総合的な学習の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を充実すると共に、いじめ問題の実例に触れながらその問題点について考えていくなど、いじめは絶対に許されないという人権感覚をはぐくむことを目指します。

○ 教科や道徳、学級活動、総合的な学習の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間の設定や全体計画・年間計画等への位置づけ

○ 外部講師による講話等の実施

○ いじめ問題の実例をもとにした学習会の実施

(オ) 学校間での連携を深めると共に、学校と町教育委員会が密に連携を図りながら、町内すべての小・中学校が同一歩調でいじめの防止に努めます。

○ 校長会と町教育委員会との密接な連携と相互支援

○ 全小・中学校の生徒指導主事による研究会の開催

○ 全中学校区で推進する小中一貫教育を活かした、中学校区ごとの小・中学校間での共通理解・共通実践

(カ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

○ P T A総会や学級懇談等での学校の方針説明・周知

○ 学校通信等を活用したいじめの防止活動の報告

○ 学校公開（オープンスクール）や参観授業の実施

○ 保護者を対象とした研修会の開催

(2) いじめの早期発見

- ア いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
- 児童生徒の発する具体的なサインの作成と共有 **※別紙2、3参照**
- イ 定期的に教育相談週間を設け、児童生徒が相談しやすい雰囲気作りを目指します。
- 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口の周知
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、すべての児童生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
- 学校独自のアンケートの実施
 - 町教育委員会と生徒指導主事による研究会の連携で作成したアンケートの実施
 - 県下一斉のアンケートの実施
- エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

(3) いじめに対する措置

※別紙4参照

- ア いじめの発見・通報を受けたとき、あるいはいじめ発生が疑われる状況の発見・通報を受けたときの対応
- 特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通す。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ不登校対策委員会等への報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。
 - 教職員は、「これくらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
 - 教職員は、「いじめが行われているかもしれない」という危機意識を持って、組織として対応に努めます。
 - いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の身の安全の確保を最優先とした措置を取ります。
 - いじめの事実やいじめ発生が疑われる状況について生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに通報します。
- イ 情報の共有
- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合、あるいは発生が疑われる状況を確認した場合は、いじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。
- ウ 事実関係についての調査
- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、その旨を校長が直ちに教育委員会へ報告します。
 - 児童生徒及び教職員の聞き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会のほか、児童生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
 - 必要な場合には、児童生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒またはそ

の保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、町県教育委員会や警察署、児童相談所等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童生徒とその保護者への支援

【いじめられた児童生徒への支援】

いじめられた児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと共に全力で守り抜くという「いじめられた児童生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係を作る

【いじめられた児童生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精いっぱい理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた児童生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気を持って「いじめはダメだ」と言えるような児童生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団作りに努める

オ 関係機関への報告

- 校長は町教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体、財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になり済まし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

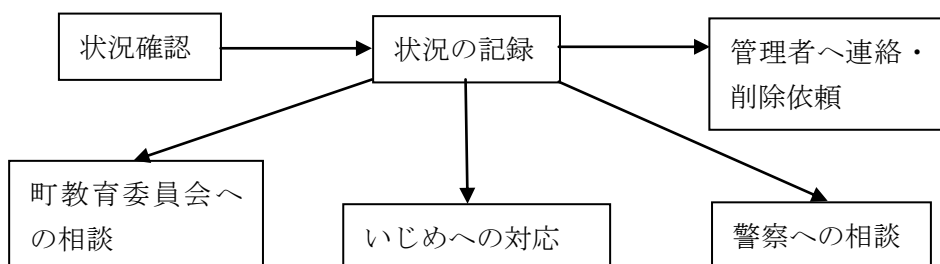
児童生徒及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、拡散した情報を消去することは極めて困難であり、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があり、刑法上では名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となることがあります。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(携帯、スマホの使い方に関する講話、上中宣言)
- 教科や学級活動、集会等において情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童生徒を対象とした講演会等で、ネット社会についての講話(防犯)を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見した時には、次の手順により対処します。



3 その他の留意事項

(1) いじめ防止等に関する取組のマネジメント

学校長は、積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等に関する取組を組織的・計画的に行えるよう必要な指導・助言を行います。

(2) 組織的な指導體制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(3) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修等を実施し、いじめの問題について、すべての教職員で共通理解を図ります。

また教職員の不適切な認識、体罰や言葉の暴力等がいじめを誘発または、いじめを深刻化させることに注意し、また、それが児童生徒の健全な成長と人格形成を阻害するものであることを十分に理解して指導に当たることができるよう、コンプライアンスに係る研修を充実させます。

さらに教職員一人一人に様々なスキルや指導方針を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、S S Wやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(4) 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検すると共に、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や「児童生徒にとって魅力ある学校づくりの為のチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするためP T Aや学校評議員、学校関係者評価委員など地域との連携を促進し、学校と地域、過程が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - ・ 家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握
 - ・ 児童相談所への随時相談や情報交換等
- ④ 医療機関との連携
- ・ 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言
 - ・ スクールカウンセラーの活用（県教育委員会への依頼）

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告すると共に、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（西都児湯いじめ問題対策専門家委員会）に協力することとします。
- 児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合
 - 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 断続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。
- (3) 事案について、町長部局がより詳細な調査を必要とする場合に設置する、重大事態調査のための組織（西都児湯いじめ問題調査委員会）に協力することとします。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県などの動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
- また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページやPTA総会などで公表し、必要に応じて、生徒や保護者等に概要等の説明・周知を行います。

月	未然防止			早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	
	学校行事	児童が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談		いじめ不登校対策委員会等
4	対面式	異学年交流会	<道> いじめ①	学校の基本方針の確認と目標確認		毎月、いじめに関する児童アンケートを実施する。 ↓ いじめ不登校対策委員会や、各学年のいじめや不登校の状況を報告し、組織的対応について協議する。 ↓ 職員会議で、月一回全校のいじめや不登校の状況を報告し、情報を共有する。 ↓ 学校基本方針について保護者・地域アンケート	PTA総会 基本方針説明 学校通信でいじめ防止活動を報告
5	生徒総会	いじめ防止についての取組決定					学校通信でいじめ防止活動を報告
6	人権に関する授業		<特>いじめ① <道> いじめ②		第1回教育相談		
7			<特>いじめ②	人権教育研修			
8							
9	体育大会	体育大会での絆づくり	<道> いじめ③				
10	文化祭	文化祭での絆づくり	<特> いじめ③		第2回教育相談		
11			<道>いじめ④		県のアンケート		
12							
1			<特> いじめ④		第3回教育相談		
2			<道> いじめ⑤				学校通信でいじめ防止活動を報告
3	お別れ遠足	送別遠足による異学年交流会		年度の反省と次年度取組検討			学校通信でいじめ防止活動を報告

資料 1- (2)

学校いじめ防止プログラム (中学部)

P D C A	未然防止			早期発見・早期対応		保護者・地域との連携		
	月	学校行事	生徒が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修		アンケートや教育相談	いじめ不登校対策委員会等
計画・目標作成 家庭訪問	4	対面式		〈特〉いじめ「定義の理解」	基本方針の確認と目標確認		週に一度の学年会において学年内のおいじめの状況について情報共有	P T A総会 基本方針説明
	5	生徒総会	いじめ防止に ついての取組	〈特〉Q U テス ト 実施		第 1 回 調 査 教育相談	↓	
	6			〈特〉人権一斉授業①		第 2 回 調 査		
	7	参観日			Q U 分 析 と 研 修 特別支援教育研修		毎週金曜日の職員朝会を「生徒理解の時間」とし、各学年の状況報告や組織的理解を図る。	
	8						↓	
	9	体育大会	体育大会での絆づくり			第 3 回 調 査 教育相談		
	10	文化祭	文化祭での絆づくり				職員会議で月一回全校のいじめの状況について報告し、情報を共有	
	11			〈特〉Q U テス ト 実施		第 4 回 調 査 (県アンケート)	↓	
	12	参観日		〈特〉人権一斉授業②	Q U 分 析 と 研 修 学校評価の共有	学校評価アンケート		
	1					第 5 回 調 査 教育相談	※緊急の事案については随時対策委員会を開催	
	2						※アンケートの分析、取組の改善案作成	
	3		送別遠足による異学年交流		年度の反省と次年度取組検討			

職務評価フイードバック
年間評価
次年度計画作成

PDCA	家庭訪問	三者相談	職務評価の 中間評価	学校評価 分析	職務評価フ ードバック	年間評価	次年度計画作成
------	------	------	---------------	------------	----------------	------	---------

資料2

1 いじめられた児童生徒のサイン

いじめられた児童生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
	教職員と視線が合わず、うつむいている。
	体調不良を訴える。
	提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
	担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。
	教材等の忘れ物が目立つ。
	机周りが散乱している。
	決められた座席と異なる席についている。
	教科書・ノートに汚れがある。
	教職員や児童生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	用のない場所にいることが多い。
	ふざけ合っているが表情がさえない。
	衣服の汚れ等がある。
	一人で清掃をしている。
放課後等	あわてて下校する。または用もないのに学校に残っている。
	持ち物が無くなったり、持ち物に悪戯されたりする。
	一人で部活動やクラブ活動の準備、片づけをしている。

2 いじめた児童生徒のサイン

いじめた児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に児童生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
	ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
	教職員が近付くと、不自然に分散したりする。
	自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料3

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
	嫌なあだ名が聞こえる。
	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
	何か起こると特定の児童生徒の名前が出る。
	筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁等にいたずら、落書きがある。
	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見し易い。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	
	学校や友人の事を話さなくなる。
	友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
	不審な電話やメールがある。
	遊ぶ友達が急に変わる。
	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
	登校時刻になると体調不良を訴える。
	食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。
	成績が下がる。
	持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きされたりする。
	自転車がよくパンクする。
	家庭の品物、金銭が無くなる。
	大きな額の金銭を欲しがる。

資料4 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

